

(報告) 水力発電設備に係る規制・制度改革について

平成25年8月8日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 経緯

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」において以下が決定された。

(事項名)

小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化

(内容)

都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。

(実施時期)

平成25年度早期措置

2. 検討結果

現行、各々の小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係にある場合、一定の要件の下、一人の主任技術者(ここでは、電気主任技術者、ダム水路主任技術者)が複数の発電所の主任技術者を兼任できる。

土地改良区は、土地改良法における都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」)の会員であるため、地方連合会と土地改良区を親会社・子会社の関係にあると認める(これにより、地方連合会の技術力を活用し、小水力発電の導入に必要な十分な経験・知見に乏しい土地改良区の農業用水を活用した小水力発電の普及が期待できる。)。

3. 措置

地方連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、地方連合会が選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所の主任技術者を兼任できることを、平成25年6月24日に地方連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。